

公立学校施設整備政策と政府間関係

—市町村の自律性分析—

青木 栄一

Policies of School Building and Intergovernmental Relations
- A Study of Local-Government Autonomy -

Eiichi AOKI

I. 本稿の課題

本稿の課題は、公立学校施設整備政策（以下、施設政策）における市町村の行動を分析することである。研究の枠組みは本紀要前号の拙稿にもとづく¹⁾。

より具体的には第1に制度の影響を分析する。施設事業に関する制度が市町村の行動をどの程度制約するのか分析する。従来は制度の影響をややもすると強力なものと認識したが、実際には制度の文言を根拠にしてきたといえる。本稿では市町村の認識と行動を用いてそれを実証的に分析することを目的とする。これは制度が作動する様子を政策過程の局面で分析することを意味する。

第2に県教委の指導の態様を分析する。県教委の指導が市町村の行動を制約するものかどうか、その程度を分析する。県教委の指導については従来の研究では文部省の指導の増幅機能であると結論づけている。たしかに運用次第ではその可能性があるが、実際の施設政策過程において分析することを本稿は目的としている。

第3に行政ルート²⁾における市町村の行動を分析する。観点は2つある。一つ目は財政的自律性の有無、程度である。つまり施設整備を行う際に市町村が独自財源による整備が可能かどうかを分析する。二つ目は行政ルートにおける自律性の有無、程度である。つまり市町村が県教委に対して事業実施上の特別扱いを依頼することが可能かどうかを分析する。もちろんここでいう特別扱いの依頼とは、市町村が政治家の仲介によって文部省や県教委に対して影響力を行使する行動ではない。むしろ制度上そうした仕組みが存在しているものを意味する。

第4に政治ルート³⁾での市町村の自律性の有無、程度を分析する。つまり市町村が陳情することが可能かどうかを分析する。陳情自体が可能であれば、それは政治ルートが存在していること、さらに市町村から県教委、文部省へ影響力を行使する可能性が存在することを意味している。ただし陳情が可能であることがそのまま市町村の

行動をすべて説明したことにはならない。陳情自体に意義がなければ政治ルートを通じた市町村の行動はそれほど意味がないことになるからである。陳情が可能であることをふまえた上で陳情による市町村の影響力の行使が確認できなければ、そのことはその政策領域では制度化が進んでいること、さらに予算額が十分であることを意味すると本稿では考える。なぜならば施設事業においてあらゆる局面で制度が整備されているうえに予算額が十分手当てされていれば、市町村は県教委、文部省に対して陳情する必要がないことになる。ただしそれにもかかわらず陳情をしている市町村は、通常とは異なる行動原理によって陳情に至っていると考えられる。

第5に水平的政府間関係⁴⁾（以下、水平関係）を通じた市町村の行動を分析する。施設政策では制度上通常は水平ルートを通じた公的な関係は形成されない。ここで分析するのは水平ルートを通じた市町村の情報収集活動である。観点は行動の自律性、政策形成、実施に与える影響である。市町村が県教委の指導だけではなく、自ら政策情報を収集するのであればたとえ補助金を受けた事業であっても、市町村の情報収集活動には自律性があると考えられる。制度構造によって施設政策に関する情報を収集せざるを得ないにしても、情報収集する行動自体は自律的であると考えられることができるだろう。

II. 質問紙調査の概要

本章で用いるデータは以下の手続きにより得られたものである。

第1に筆者が実施した質問紙調査であり、市町村の認識、行動を質問した。実施時期は2000年8月10日より11月下旬までである。調査対象は『学校建築年報 公立学校編』の平成5年度版から10年度版に掲載された、それぞれの年度に公立学校施設整備事業を実施した市区町村820を悉皆調査した（組合は除く）。回収数と率は433通

であり52.8%だった。第2に質問紙調査と同時に行った財政データの収集である。これは小中学校別に校舎、屋内運動場などの事業区分ごとに補助対象面積、実施面積、必要面積、起債対象面積、実施単価、補助単価、財源内訳（補助金、起債、一般財源、その他）に関するデータを収集した。第3に社会経済指標は『統計でみる市区町村の姿 2001』総務庁統計局を参照した。人口、財政力指数、歳出決算総額、小学校数、小学校児童数、中学校数、中学校生徒数について、質問紙調査の回答や財政データとクロス集計に用いた。ただし本文中でのクロス分析には人口、財政力指数を用いた。それは一般に人口と歳出決算総額、小学校数、小学校児童数、中学校数、中学校生徒数との関連は強いいため、人口でこれらの指数を代表させることが可能だからである。

人口規模とのクロス分析結果は次のことを意味する。人口規模は人口自体だけではなく事業量の数の大小を意味する。また事業量の大小は事業経験の有無を意味する。さらに行政能力の有無も意味していると考えられる。それは一般に人口規模が大きいほど職員が多いため、その中で技術職も多く技術知識も蓄積されていると思われるからである。なお、本調査では職員数を事務職、技術職別に質問したが、技術職がおかれているのは市であるのが一般的であった。

質問紙調査の分析は単純集計と回答×回答、回答×社会経済指標、回答×財政データのクロス集計である。以下、第Ⅲ、Ⅳ節では施設事業に関する国庫補助負担制度の影響、県教委の指導の実態について分析する。前者については市町村の行動や認識を通じて制度の影響を探る。後者については県教委の指導の内容、頻度を質問することで、指導の実態に迫る。得られた結論は、指導は従来指摘されたような強力なものではない、ということである。第Ⅴ節では市町村が政策過程の各局面を通じてどのような行動をしているかを分析する。得られた結論は行政ルート、政治ルートの双方において市町村は自律的に行動できる余地が存在していて、実際そうした行動が確認できるということである。

なお、以下の記述では質問紙（資料として後掲）の問番号をそのまま用いている。

Ⅲ. 市町村の認識と行動からみた制度の影響と県教委の指導の実態

A. 制度

まず単純集計を分析する。

国庫補助制度が事業の立案に参考になるとする市町村が7割を越えている（表1）。人口規模、財政力とのクロス分析からは規模による回答傾向に差があるとはいえないことがわかる（表2、表3）。このことは事業量、事業経験に関係なく補助制度は参考になることを意味している。また同時に財政力に関係なく補助制度を政策形成の際に参考にすることを意味している。たとえば財政力が豊かな市町村であっても文部省の事業と無関係に独自の事業を進めているわけではないことを意味する。

表1

Q 7		1	2	3	4	5	無記入	総計
計		189	133	52	35	21	3	433

Q 7 文部省の負担金制度・補助金制度は、たとえそれを利用しなくても貴委員会にとって事業の参考になると思いますか。

1 思う 2 やや思う 3 あまり思わない 4 思わない 5 わからない

表2

		Q 7					合計
		1	2	3	4	5	
人口総数	5千人未満	20	11	5	5	5	46
	5千人以上8千人未満	18	13	6	1	2	40
	8千人以上1.5万人未満	31	20	8	6	2	67
	1.5万人以上3万人未満	32	19	7	1	1	60
	3万人以上5万人未満	24	21	11	1	4	61
	5万人以上10万人未満	25	26	9	5	2	67
	10万人以上30万人未満	22	15	3	8	3	51
	30万人以上50万人未満	13	4	2	4	2	25
	50万人以上	4	4	1	4	0	13
	合計	189	133	52	35	21	430
P 値(上側確率)							
(χ ² 乗検定)							

表3

		Q 7					合計
		1	2	3	4	5	
財政力指数	0.3未満	51	35	15	9	5	115
	0.3以上0.6未満	73	39	19	8	6	145
	0.6以上0.9未満	39	33	11	8	6	97
	0.9以上1.2未満	19	18	6	7	1	51
	1.2以上	4	5	0	1	3	13
	無記入(特別区)*	3	3	1	2	0	9
	合計	189	133	52	35	21	430
P 値(上側確率)							

* 特別区は財政力指数データがないため。

(χ² 乗検定)

Q10については補助事業が単独事業よりも制約があったとする市町村が6割程度である(表4)。人口規模、財政力とのクロス分析から、規模、財政力によって回答傾向の差があるとはいえないことがわかった(表5、表6)。このことは行政能力の程度によって補助事業の制約を免れることができたりできなかつたりするものではないことを意味する。また財政力が高い市町村であっても独自に事業展開をすることで制度の制約から逃れることを選択するわけではないことを意味する。

表4

Q10		1	2	3	4	5	無記入	総計
計		185	68	74	79	23	4	433

Q10 施設事業を補助事業として実施した場合、仮に同様の事業を単独事業として行った場合と比べ、貴委員会の事業計画を実現しにくかったと思いますか。

1 思う 2 やや思う 3 あまり思わない 4 思わない 5 わからない

表5

		Q10					合計
		1	2	3	4	5	
人口総数	5千人未満	23	5	5	8	5	46
	8千人以上1.5万人未満	19	5	5	9	1	39
	8千人以上1.5万人未満	28	10	13	10	6	67
	1.5万人以上3万人未満	26	15	7	10	2	60
	3万人以上5万人未満	23	6	13	15	4	61
	5万人以上10万人未満	27	13	16	9	2	67
	10万人以上30万人未満	17	8	11	13	2	51
	30万人以上50万人未満	12	5	2	5	1	25
	50万人以上	10	1	2	0	0	13
	合計	185	68	74	79	23	429
P値(上側確率)							
(χ ² 乗検定)							

表6

		Q10					合計
		1	2	3	4	5	
財政力指数	0.3未満	54	12	16	23	9	114
	0.3以上0.6未満	61	30	20	28	6	145
	0.6以上0.9未満	41	11	24	15	6	97
	0.9以上1.2未満	21	10	10	9	1	51
	1.2以上	4	2	3	3	1	13
	無記入(特別区)	4	3	1	1	0	9
	合計	185	68	74	79	23	429
P値(上側確率)							
(χ ² 乗検定)							

Q11については1割の市町村が補助認定を受けるために構想・計画を変更したとわかる(表7)。SQ3の自由記述からは工期の変更、設計変更(複合施設に関するものも含む)が主なものである⁵⁾。たとえば補助要件を満たすために不必要な施設を設計に盛り込んだ例もある。財政力とのクロス分析からは財政力と回答には関連があ

るとはいえないことがわかる(表8)。これは補助事業として認定を受けるために財政力の低い市町村がやむなく事業構想を変更するという示す。

表7

Q11		1	2	3	無記入	総計
計		46	315	66	6	433

Q11 補助事業として認定を受けるために、当初の構想・計画を変更しましたか。

1 した 2 しなかった 3 わからない

表8

		Q11			合計
		1	2	3	
財政力指数	0.3未満	13	80	20	113
	0.3以上0.6未満	14	108	21	143
	0.6以上0.9未満	8	76	14	98
	0.9以上1.2未満	7	39	5	51
	1.2以上	2	8	3	13
	無記入(特別区)	2	4	3	9
	合計	46	315	66	427
P値(上側確率)					
(χ ² 乗検定)					

Q18については工事完了後の検査を現行制度のように県教委ではなく、市町村が行うべきとする回答は5割弱だった(表9)。県教委が検査することになっている現行制度でよいとする回答も5割弱であり、評価は相半ばしている。人口規模、財政力とのクロス分析からは規模と回答傾向に関連があるとはいえないことがわかった(表10、表11)。行政能力が高いと思われる人口規模の大きい市町村であっても、県教委に依存せず、みずから検査を行うことを指向すると断言はできない。反対に人口規模の小さな市町村であっても県教委に検査をより依存すると断言はできない。同様のことは財政力についてもいえる。このことから現行制度に対して市町村は肯定的であることがうかがえる。

表9

Q18		1	2	3	4	5	無記入	総計
計		128	59	60	145	32	9	433

Q18 県教委の検査は必要ではなく市町村の検査だけでいいと思いますか。

1 思う 2 やや思う 3 あまり思わない 4 思わない 5 わからない

表10

		Q18					合計
		1	2	3	4	5	
人口総数	5千人未満	10	10	6	17	3	46
	8千人以上1.5万人未満	12	5	5	14	3	39
	8千人以上1.5万人未満	14	9	12	25	4	64
	1.5万人以上3万人未満	16	8	7	24	4	59
	3万人以上5万人未満	23	7	8	20	4	62
	5万人以上10万人未満	25	9	10	19	5	68
	10万人以上30万人未満	14	5	7	18	7	51
	30万人以上50万人未満	8	5	3	6	1	23
	50万人以上	6	1	2	2	1	12
合計		128	59	60	145	32	424
P 値(上側確率)							
(χ ² 乗検定)							

表11

		Q18					合計
		1	2	3	4	5	
財政力指数	0.3未満	25	18	19	44	6	112
	0.3以上0.6未満	50	17	16	52	9	144
	0.6以上0.9未満	34	13	10	33	6	96
	0.9以上1.2未満	14	7	8	14	8	51
	1.2以上	2	2	5	2	2	13
	無記入(特別区)	3	2	2	0	1	8
合計		128	59	60	145	32	424
P 値(上側確率)							
(χ ² 乗検定)							

Q21については6割が基本構想段階から事業を補助事業に適合的なものにする回答している(表12)。財政力とのクロス分析からは補助事業への適応行動は財政力に関係があるとはいえないことがわかる(表13)。これは財政力がないから当初から適応するのではないことを意味する。制度は財政力に関係なく影響していると解釈できる。逆に制度の機能が財政力によって変動するならばそれは、ある意味で一たとえばいかなる市町村に対しても平等に機能するのが国庫支出金であるという意味で一、制度に問題があることになるだろう。

表12

		Q21							総計	
		1	2	3	4	5	6	7	無記入	
計		254	77	30	4	5	19	25	19	433

Q21 次のどの段階で貴委員会の事業構想を文部省の補助事業に適合させよう意識しましたか。

- 1 基本構造段階 2 基本設計段階 3 実施設計段階 4 事業申請段階
- 5 その他 6 意識しなかった 7 わからない

表13

		Q21							合計
		1	2	3	4	5	6	7	
財政力指数	0.3未満	69	24	4	2	1	5	5	110
	0.3以上0.6未満	86	22	9	2	0	7	12	138
	0.6以上0.9未満	54	20	9	0	2	6	4	95
	0.9以上1.2未満	33	6	7	0	2	0	2	50
	1.2以上	6	4	1	0	0	1	1	13
	無記入(特別区)	6	1	0	0	0	0	1	8
合計		254	77	30	4	5	19	25	414
P 値(上側確率)									
(χ ² 乗検定)									

Q24については基本構想、基本設計段階で文部省の補助事業を参考にしたと回答したものが1位を占めている(表14)。これはQ7の分析と同様のことを意味しているといえる。

表14

	構想1位	構想2位	構想3位	基本1位	基本2位	基本3位	実施1位	実施2位	実施3位
1	91	18	28	63	17	17	70	10	18
2	24	31	17	12	18	15	9	10	9
3	6	13	11	1	5	4	3	2	4
4	1	2	3	6	1	5	6	3	6
5	24	25	32	59	35	62	75	63	65
6	32	25	21	22	14	20	11	11	11
7	18	35	40	31	56	45	29	57	60
8	19	46	28	18	34	16	12	19	12
9	49	41	31	44	28	25	31	26	13
10	37	44	44	25	50	45	31	47	59
11	20	21	23	22	30	22	26	34	21
12	1	18	20	14	28	28	27	47	40
13	13	5	2	13	5	5	12	5	4
0	97	108	132	102	111	123	90	98	110
total	433	433	433	433	433	433	433	433	433

Q24 構想・設計作りに際して何を参考にしましたか。それぞれの段階について3位まで番号でお答えください。わからない場合は全ての欄に「0」とご記入下さい。

- 1 文部省の補助事業 2 県内市町村の事例 3 県外市町村の事例
- 4 県教委の技術的指導 5 設計者の意向 6 住民の意向 7 教職員の意向
- 8 教育長の意向 9 市町村長の意向 10 教育委員会事務局職員(事務職)の意向
- 11 教育委員会事務局職員(技術職)の意向 12 市町村長部局職員(技術職)の意向
- 13 その他(具体的に)

構想=基本構想、基本=基本設計、実施=実施設計

以上のことから県教委の検査に関する回答を除き、いずれの回答からも補助制度の制約を認知していることがわかる。同時にQ7、Q24からは補助制度が市町村の立案にとって参考になるものであることがわかる。ただし、県教委の検査についても現行制度への肯定的認識がうかがえた。これらのことは制度が市町村の行動の直接の阻害要因となることを意味するだけではなく、事業案に意識的にではないにしても、少なくとも間接的に影響する場合もあることを示す。

B. 指導

Q5については8割以上の市町村が肯定的な評価をしている(表15)。これは会合が事業の実施に不可欠な予算動向、補助申請書の記入方法などについての情報を得られる場であり、市町村にとって補助事業を実施する以上会合へ出席せざるを得ない状況を示している。人口、財政力とのクロス分析からは、関連はみられない(表16、表17)。たとえば行政能力があると思われる人口規模の大きな市町村であっても、事業実施に必要な情報が得られる会合を評価していることがうかがえる。同様に、財政力が高い市町村であっても補助事業を行う以上、それに関する情報が得られる会合は評価することになると思われる。

表15

Q 5		1	2	3	4	5	無記入	総計
計		194	178	42	8	10	1	433

Q5 県教委主催の会合は事業の理解や予算動向の把握に役立つと思いますか。

1 思う 2 やや思う 3 あまり思わない 4 思わない 5 わからない

表16

		Q 5					合計
		1	2	3	4	5	
人口総数	5千人未満	19	20	5	1	2	47
	5千人以上8千人未満	18	17	2	2	0	39
	8千人以上1.5万人未満	30	24	8	0	5	67
	1.5万人以上3万人未満	24	25	8	1	2	60
	3万人以上5万人未満	28	23	9	1	1	62
	5万人以上10万人未満	33	31	4	0	0	68
	10万人以上30万人未満	24	21	5	1	0	51
	30万人以上50万人未満	10	13	1	1	0	25
	50万人以上	8	4	0	1	0	13
	合計	194	178	42	8	10	432

P値(上側確率)

(χ^2 乗検定)

表17

		Q 5					合計
		1	2	3	4	5	
財政力指数	0.3未満	49	51	10	2	4	116
	0.3以上0.6未満	72	48	19	2	4	145
	0.6以上0.9未満	43	43	9	2	1	98
	0.9以上1.2未満	23	25	2	1	0	51
	1.2以上	4	7	1	0	1	13
	無記入(特別区)	3	4	1	1	0	9
	合計	194	178	42	8	10	432

P値(上側確率)

(χ^2 乗検定)

Q19については会計検査についての県教委の指導が役立つと7割強が回答している(表18)。どちらの設問も人口規模別、財政力のクロス分析からは規模等によって回答傾向に差があるとはいえないことがわかった(表19、表20)。一般に人口規模が多い市町村では事業量も多いため、事業に関する情報=政策知識が蓄積されていると思われる。そのため人口規模が大きいほど肯定回答が少なくなると考えられるが、実際の回答からはそうした傾向がうかがえなかった。このことは政策知識の蓄積の度合いによらずに、県教委の指導は市町村にとって役立つものであることを示す。これは県教委の機能を考える際に示唆的なことである。いったん蓄積された知識がそれ以降役立つものであれば、大規模市町村は県教委の指導を必要としない。しかしかりに県教委の指導が不必要と認識しているとしても、少なくとも役立つものであると市町村が認識しているのだから、毎年度県教委の指導は何らかの新しい情報を市町村に伝えていると思われる。実際、毎年度の会合では会計検査についての情報も伝達されていることからみて、どのような規模の市町村であっても、ある程度は県教委からの情報、指導に依存している側面があると思われる。

表18

Q19		1	2	3	4	5	無記入	総計
計		188	128	32	9	58	14	433

Q19 会計検査についての県教委の指導は実際の対応に際して役立つと思いますか

1 思う 2 やや思う 3 あまり思わない 4 思わない 5 わからない

表19

		Q19					合計
		1	2	3	4	5	
人口総数	5千人未満	20	13	4	0	8	45
	5千人以上8千人未満	19	11	4	0	5	39
	8千人以上1.5万人未満	26	16	5	2	14	63
	1.5万人以上3万人未満	31	11	4	4	8	58
	3万人以上5万人未満	26	21	6	0	8	61
	5万人以上10万人未満	27	23	6	2	8	66
	10万人以上30万人未満	23	18	4	0	6	51
	30万人以上50万人未満	10	10	2	0	1	23
	50万人以上	6	5	1	1	0	13
	合計	188	128	36	9	58	419

P値(上側確率)

(χ^2 乗検定)

表20

		Q19					合計
		1	2	3	4	5	
財政力指数	0.3未満	50	31	11	1	18	111
	0.3以上0.6未満	73	34	9	4	21	141
	0.6以上0.9未満	36	37	9	4	9	95
	0.9以上1.2未満	20	21	4	0	6	51
	1.2以上	7	4	0	0	2	13
	無記入(特別区)	2	1	3	0	2	8
	合計	188	128	36	9	58	419

P値(上側確率)

(χ^2 乗検定)

Q15については確実な回答であると確認できた366サンプルのうち、事前・事後を通じて何らかの指導を受けたサンプルは69.7% (255/366) であり、事前指導を受けたサンプルは291サンプルのうち73.2% (213/291) である。このことから事前指導が実質的に意味を持つことがわかる⁹⁾。

表21

	Q15sq1-1	Q15sq1-2	Q15sq1-3	Q15sq1-4
回答	87	211	31	40
無答	346	222	402	393
計	433	433	433	433

Q15 SQ1：県教委から受けた指導の具体的な内容

- 1 字句の修正
- 2 単純な誤り(数値の算出方法の間違いなど)
- 3 創意工夫を生かした計画箇所
- 4 その他

ところで県教委からの指導の具体的な姿は表21の通りである。字句の修正、単純な誤りについてのものが87,211サンプルであり、これは指導を受けたことが確認できた255サンプルを越えている。つまり指導は創意工夫を生かした設計を補助制度に適合させるような強力なものではない。創意工夫について指導を受けたとする回答は31サンプルであり、指導の1割強がこれにあたる。つまり申請にあたっての県教委の指導のうちほとんどは実際には市町村の事業案を変更させるものではないことを示している。

Q10とQ11のクロス分析からはQ11で1を選択しているグループはQ10で1を選び、4を選ばない傾向、Q11で2を選択しているグループはQ10で4を選ぶ傾向が強いことがわかる(表22)。つまり補助事業に計画を適合させた市町村は補助事業の自由度をより低く認識することがわかる。

表22

		Q11			
		1	2	3	合計
Q10	1	32	132	20	184
	2	6	50	11	67
	3	4	55	15	74
	4	3	70	5	78
	5	1	7	15	23
合計		46	314	66	426
P値(上側確率)		**			

* * : χ^2 乗検定により $p < .01$ 水準で有意 (χ^2 乗検定)
セル内の数字が斜体の項目は、調整化残差の絶対値が 2 以上

またQ15SQの各回答と県教委の指導に関する設問とのクロス分析を行ったところ、以下のことがわかった。

Q15SQとQ5、Q15SQとQ19のクロス分析からは指導により申請書に変更を加えても、他の局面(会合、会計検査指導)での指導を容認することがわかる(表23、表24)。すなわちQ15SQでの県教委からの指導の有無によって回答の傾向に差があるとはいえない。

表23

		Q 5					
		1	2	3	4	5	合計
Q15sq1-1	回答	37	37	12	1	0	87
	無答	157	141	30	7	10	345
	合計	194	178	42	8	10	432
Q15sq1-2	回答	92	94	18	4	2	210
	無答	102	84	24	4	8	222
	合計	194	178	42	8	10	432
Q15sq1-3	回答	15	12	4	0	0	31
	無答	179	166	38	8	10	401
	合計	194	178	42	8	10	432
Q15sq1-4	回答	16	19	3	1	1	40
	無答	178	159	39	7	9	392
	合計	194	178	42	8	10	432
P値(上側確率)							
		(χ^2 乗検定)					

表24

		Q19					
		1	2	3	4	5	合計
Q15sq1-1	回答	33	27	7	2	18	87
	無答	155	101	29	7	40	332
	合計	188	128	36	9	58	419
Q15sq1-2	回答	98	65	14	3	30	210
	無答	90	63	22	6	28	209
	合計	188	128	36	9	58	419
Q15sq1-3	回答	13	10	5	2	1	31
	無答	175	118	31	7	57	388
	合計	188	128	36	9	58	419
Q15sq1-4	回答	15	14	3	2	6	40
	無答	173	114	33	7	52	379
	合計	188	128	36	9	58	419
P値(上側確率)							
		(χ^2 乗検定)					

このことから市町村は県教委の指導を不必要なもの、悪影響のあるものとはみておらず、事業の実施に欠かせないものであると認識しているとわかる。これはある意味で垂直関係における政策情報は市町村にとって不可欠のものであり、たとえ指導によって自らの事業案を変更せざるを得ない経験をして、別の局面での指導を受け入れていることがわかる。

IV. 市町村の行動

A. 情報収集

市町村は政策の立案や実施に際して、または先だって必要な情報を入手する。Q5にみられるように県教委から入手する垂直関係がある。ここで確認したいのは水平関係、つまり他市町村からの情報収集行動である。

Q25については実際に構想・設計を作成するにあたって他市町村の情報を入手したのは5割である(表25)。

表25

Q25					
	1	2	3無記入	総計	
計	213	152	55	13	433

Q25 構想・設計づくりや事業実施に際し、他市町村の事例を参考にしましたか。

- 1 はい 2 いいえ 3 わからない

Q26からは3割の市町村が県内を視察し、1割の市町村では県外を視察していることがわかる(表26)。

Q25SQ1からは市町村の事例を参考にした方法を質問しているが、213サンプルのうち186サンプルが視察を回答していることがわかる(表27)。Q26は具体的な市町村名、学校名を質問しているため、回答数が減ったものと考えられる。Q26の回答をみると参考にした施設・事業がはっきりしている市町村ではたとえ県外であっても先進的事例を視察していることがわかる。たとえば教科教室型校舎を整備したか、または結果として整備しなかったとしても構想づくりの段階では教科教室型校舎を検討した市町村では県外の先進事例をも参考にしている。同様のことは他の施設、設備でも同様のことがいえる。

表26

Q26県内					
	0	1	2	3	総計
計	299	93	30	11	433

Q26県外					
	0	1	2	3	総計
計	380	34	14	5	433

Q26 構想・設計作りや事業実施に際し、参考になされた学校施設をお答え下さい。

*実際のアンケートでは県内、県外それぞれについて市町村名、学校名、視察内容を回答。データの0から3は視察した学校数

表27

Q25-SQ1				
	sql-1	sql-2	sql-3	sql-4
回答	186	16	43	12
無答	27	197	170	201
計	213	213	213	213

Q25-SQ1 どのようにして情報入手しましたか。(複数回答)

- 1 視察した 2 設計書を手した 3 雑誌の紹介記事を読んだ 4 その他

Q27からは実際に事業を行っていない期間から他市町村の事例を参考にしているのは7割であることがわかる(表28)。また入手方法は視察、電話、文書照会がほとんどである。なお県教委の紹介で視察等を行う事例も確認できた。人口規模、財政力とのクロス分析からはQ27の回答とそれぞれの指標に関連はなかった(表29、表30)。一般に人口規模が小さな市町村では行政能力、政策知識の蓄積がないため他市町村の事例を収集する程度がより高いと思われるが、実際には通常の情報収集活動ではそうした傾向はないことがいえる。

表28

Q27					
	1	2	3 無記入	総計	
計	298	74	32	29	433

Q27 通常他市町村の情報はどのように(視察、電話、会議等)収集していますか。

- 1 している 2 していない 3 わからない

表29

Q27					
		1	2	3	合計
人口総数	5千人未満	35	3	4	42
	5千人以上8千人未満	24	11	2	37
	8千人以上1.5万人未満	45	11	6	62
	1.5万人以上3万人未満	39	12	4	55
	3万人以上5万人未満	40	11	6	57
	5万人以上10万人未満	44	15	6	65
	10万人以上30万人未満	40	7	2	49
	30万人以上50万人未満	20	3	1	24
	50万人以上	11	1	1	13
合計		298	74	32	404
P値(上側確率)					
(χ ² 乗検定)					

表30

Q27					
		1	2	3	合計
財政力指数	0.3未満	80	17	7	104
	0.3以上0.6未満	99	26	13	138
	0.6以上0.9未満	66	18	8	92
	0.9以上1.2未満	40	7	3	50
	1.2以上	9	3	0	12
	無記入(特別区)*	4	3	1	8
合計		298	74	32	404
P値(上側確率)					
(χ ² 乗検定)					

以上の回答から水平関係を通じて、市町村は事業に不可欠な情報を入手していることがわかる。

Q5とQ7のクロス分析からは一方で1を選択すると他方でも1を選択することがわかる(表31)。垂直関係(会合)で情報を入手することに意義を見いだす場合、別の垂直関係(制度)から情報を入手することにも意義を見いだすか、その逆のことがいえるのかの判別はつかないが、いずれにしても垂直関係を通じた情報収集活動は併存可能であることがわかる。

表31

		Q7					合計
		1	2	3	4	5	
Q5	1	<i>124</i>	<i>37</i>	<i>7</i>	15	9	192
	2	<i>52</i>	<i>76</i>	<i>31</i>	12	6	177
	3	<i>7</i>	15	<i>11</i>	<i>7</i>	2	42
	4	4	1	2	1	0	8
	5	2	3	1	0	<i>4</i>	10
合計		189	132	52	35	21	429

P値(上側確率) **

** : χ^2 乗検定により $p < .01$ 水準で有意
セル内の数字が斜体の項目は、調整化残差の絶対値が2以上 (χ^2 乗検定)

Q5とQ27のクロス分析からは情報収集活動量の多い市町村は垂直水平関係両方を使うことがわかる(表32)。つまり両設問でそれぞれ1を選択する傾向がみられる。

表32

		Q27			合計
		1	2	3	
Q5	1	<i>148</i>	<i>18</i>	16	182
	2	<i>117</i>	<i>41</i>	10	168
	3	23	10	5	38
	4	4	3	0	7
	5	6	1	1	8
合計		298	73	32	403

P値(上側確率) **

** : χ^2 乗検定により $p < .01$ 水準で有意
セル内の数字が斜体の項目は、調整化残差の絶対値が2以上 (χ^2 乗検定)

Q25とQ27のクロス分析からは日常的に情報収集していると(Q27)事業実施時にも情報収集する(Q25)ことがわかる(表33)。つまりQ27で1を選択しているグループはQ25で1を選び、2を選ばない傾向、Q27で2を選択しているグループはQ25で2を選び、1を選ばない傾向が強い。

表33

		Q27			合計
		1	2	3	
Q25	1	<i>164</i>	<i>26</i>	12	202
	2	<i>94</i>	<i>41</i>	7	142
	3	33	7	<i>13</i>	53
合計		291	74	32	397

P値(上側確率) **

** : χ^2 乗検定により $p < .01$ 水準で有意
セル内の数字が斜体の項目は、調整化残差の絶対値が2以上 (χ^2 乗検定)

なお、市町村の能動的情報行動は雑誌等の購読を指標にしてみることもできる。Q8では雑誌を事業実施等にあって参照しているのが5割を越えている(表34)。Q8とQ27のクロス分析からは日常の情報活動の有無と情報ソースの評価との関連がわかる(表35)。Q27で1を選択しているグループはQ8で1を選び、3を選ばない傾向、Q27で2を選択しているグループはQ8で1を選ばない傾向が強い。このことから日常的に情報収集に熱心な市町村では雑誌という情報ソースについても肯定的に評価することがわかる。

表34

		Q8					総計
		1	2	3	4	5 無記入	
計		68	170	81	15	93	6 433

Q8 『スクールアメニティ』等の雑誌は事業の理解等に役立っていると思いますか。

1 思う 2 やや思う 3 あまり思わない 4 思わない 5 わからない

表35

		Q27			合計
		1	2	3	
Q5	1	<i>56</i>	<i>5</i>	3	64
	2	122	30	8	160
	3	<i>47</i>	19	10	76
	4	9	4	2	15
	5	63	13	9	85
合計		297	71	32	400

P値(上側確率) *

* : χ^2 乗検定により $p < .01$ 水準で有意
セル内の数字が斜体の項目は、調整化残差の絶対値が2以上 (χ^2 乗検定)

Q8と人口規模とのクロスからは人口規模が大きいほどQ8で1、2を選択することがわかる(表36)。人口規模が大きいほど事業を頻繁に行う必要がある。技術職を配置していることも多く、そうした職員は専門的情報を日常から収集するため必然的に雑誌等の購読率も高まると考えられる。また財政力とのクロス分析では関連があるとはいえないことがわかった。

表36

		Q8					合計
		1	2	3	4	5	
人口総数	5千人未満	6	<i>12</i>	11	<i>4</i>	13	46
	5千人以上8千人未満	5	17	8	2	6	38
	8千人以上1.5万人未満	9	<i>17</i>	<i>19</i>	4	17	66
	1.5万人以上3万人未満	9	20	15	1	14	59
	3万人以上5万人未満	7	22	14	2	16	61
	5万人以上10万人未満	10	<i>37</i>	8	1	12	68
	10万人以上30万人未満	10	<i>28</i>	4	0	9	51
	30万人以上50万人未満	7	10	2	1	5	25
50万人以上	<i>5</i>	7	0	0	1	13	
合計		68	170	81	15	93	427

P値(上側確率) *

* : χ^2 乗検定により $p < .01$ 水準で有意
セル内の数字が斜体の項目は、調整化残差の絶対値が2以上 (χ^2 乗検定)

Q25と人口規模、財政力とのクロス分析からは人口規模が小さい市町村、財政力の低い市町村はそれぞれ事業にあたって情報収集活動をより積極的に行うことがわかる(表37、表38)。事業量が少ない市町村では自らの政策知識だけでは対応できず、また雑誌等を購読するような技術職員も恒常的に配置していないと考えられる。そのため実際の事業実施にあたっては先進的事業等を視察などすることで政策知識の不足を補っていると思われる。財政力の低い市町村については、無駄のない事業展開を図るために他市町村の事例を収集しているのではないかと考えられるが、断言はできない。

表37

		Q25			
		1	2	3	合計
人口総数	5千人未満	36	8	1	45
	5千人以上8千人未満	25	11	3	39
	8千人以上1.5万人未満	44	15	6	65
	1.5万人以上3万人未満	32	22	5	59
	3万人以上5万人未満	25	21	11	57
	5万人以上10万人未満	24	29	15	68
	10万人以上30万人未満	19	23	8	50
	30万人以上50万人未満	6	15	3	24
	50万人以上	2	8	3	13
合計		213	152	55	420

P値(上側確率)

**

** : χ^2 乗検定により $p < .01$ 水準で有意
セル内の数字が斜体の項目は、調整化残差の絶対値が2以上(χ^2 乗検定)

表38

		Q25			
		1	2	3	合計
財政力指数	0.3未満	81	27	5	113
	0.3以上0.6未満	73	45	22	140
	0.6以上0.9未満	31	47	18	96
	0.9以上1.2未満	19	23	8	50
	1.2以上	6	5	2	13
	無記入(特別区)*	3	5	0	8
合計		213	152	55	420

P値(上側確率)

**

** : χ^2 乗検定により $p < .01$ 水準で有意
セル内の数字が斜体の項目は、調整化残差の絶対値が2以上(χ^2 乗検定)

以上のことから、水平関係を通じた市町村の情報収集活動は通常期、事業期の活動にわけて考えることができる。人口規模や財政力による傾向の差が現れる回答Q25もあったがこれは事業期についての回答であった。これは情報の質によるものと思われる。事業を実際に行う際には実際の事業を参考にする必要があり、事業の経験がない市町村や事業費の運用に工夫が必要な財政力の低い市町村ほど視察を行っていると考えられる。

この情報の質による分析は垂直関係と水平関係との関係についても適用できる。垂直関係からの情報の多くは毎年度の予算情報であり、さらに手続きの局面における申請書の書式といった申請の際に不可欠なものである。水平関係を通じて流通する情報は実際の事業に関する、設計、構想に関する、いわば技術的なものである。質問紙調査からいえることは、垂直水平それぞれで情報の質に違いがあるということである。つまり技術的情報については文部省、県教委に市町村が依存している程度は低く、予算情報に関しては垂直関係を通じて文部省、県教委に依存している程度が高いといえる。ただし水平関係でも予算情報や手続きに関する情報を収集できるかどうかは明らかにできない。

B. 手続き

Q6については会合で市町村が意見を県教委に伝えられると5割が回答している(表39)。人口規模、財政力とのクロス分析では規模による回答傾向の差があるとはいえない(表40、表41)。一般には行政能力や事業経験のある大規模市町村の方が要望を伝えられると思われるが、実際にはそうした傾向があるとはいえないことがわかった。また財政力の高い市町村ほど、事業内容に独自性があり、それを事業に反映させるように県教委にも働きかけられると思われるが、実際にはそうした傾向があるとはいえないことがわかった。

表39

		Q6					
		1	2	3	4	5 無記入	総計
計		84	131	156	45	15	431

Q6 県教委主催の会合で貴委員会の要望を伝えることができますか。

1 思う 2 やや思う 3 あまり思わない 4 思わない 5 わからない

表40

		Q6					
		1	2	3	4	5	合計
人口総数	5千人未満	15	9	13	8	2	47
	5千人以上8千人未満	8	11	18	2	0	39
	8千人以上1.5万人未満	10	23	24	6	4	67
	1.5万人以上3万人未満	12	19	19	6	4	60
	3万人以上5万人未満	12	18	25	4	3	62
	5万人以上10万人未満	12	25	25	5	1	68
	10万人以上30万人未満	9	17	16	7	1	50
	30万人以上50万人未満	3	6	11	5	0	25
	50万人以上	3	3	5	2	0	13
合計		84	131	156	45	15	431

P値(上側確率)

(χ^2 乗検定)

表41

		Q6					
		1	2	3	4	5	合計
財政力指数	0.3未満	28	35	40	9	4	116
	0.3以上0.6未満	25	44	55	16	5	145
	0.6以上0.9未満	15	38	30	9	5	97
	0.9以上1.2未満	13	9	20	9	0	51
	1.2以上	2	1	9	0	1	13
	無記入(特別区)	1	4	2	2	0	9
合計		84	131	156	45	15	431

P値(上側確率)

(χ^2 乗検定)

Q9については事業実施上の特別扱いを県教委、文部省に依頼していると1割弱が回答していることがわかる(表42)。ただしSQと電話による補足調査によれば、特別扱いの内容は単価、実施期間についてのものがほとんどであり、いずれも書式が決まっている⁷⁾。つまりこうした特別扱いとは市町村が地元選出の国会議員を動員して県教委に働きかけるものではなく、あくまで補助事業の手続きについて定められた制度の枠内でのものである。もっともかりに文部省の基準が厳格ならば実施期間の変更は認められないと考えるが、現行制度ではそうした措置が認められている。その意味では補助制度は市町村の行動を厳格に制約しているわけではないが、そのような市町村の行動を包含しているという意味でやはり制度化が進んでいる領域であるということが出来る。

表42

Q 9				
	1	2	3 無記入	総計
計	38	346	48	433

Q9 貴委員会は県教委に対し、または県教委を通じて文部省に対し事業実施上の特別扱い等を依頼しましたか。

1 した 2 しなかった 3 わからない

表43

Q 9				
	1	2	3	合計
人口総数 5千人未満	4	36	6	46
5千人以上8千人未満	5	30	5	40
8千人以上1.5万人未満	5	53	9	67
1.5万人以上3万人未満	4	52	4	60
3万人以上5万人未満	7	43	12	62
5万人以上10万人未満	4	57	7	68
10万人以上30万人未満	5	44	2	51
30万人以上50万人未満	4	18	3	25
50万人以上	0	13	0	13
合計	38	346	48	432

P値(上側確率)

(χ^2 乗検定)

表44

Q 9				
	1	2	3	合計
財政力指数 0.3未満	8	89	18	115
0.3以上0.6未満	17	115	14	146
0.6以上0.9未満	7	82	9	98
0.9以上1.2未満	4	43	4	51
1.2以上	1	12	0	13
無記入(特別区)	1	5	3	9
合計	38	346	48	432

P値(上側確率)

(χ^2 乗検定)

Q9と人口規模、財政力とのクロス分析からは規模による回答傾向の差があるとはいえないことがわかった(表43、表44)。一般には行政能力等のたかい市町村や、独自の事業を推進すると思われる高い財政力を持つ市町村ほど特別扱いを依頼すると思われるが、回答からはそうした傾向があるとはいえない。これも施設事業が制度化がすすんでいる領域であることを示していると解釈できる。

Q16については8サンプル(2%)が当初の県教委からの指導を覆していることがわかる(表45)。もっともこれは制度の枠を逸脱するようなものではない。自由記述からは複数の制度を組み合わせる際に生まれる解釈の余地を両者が煮詰めていることがうかがえる。このことは市町村が県教委の指導を鵜呑みにするわけではない事例としてみてよいだろう。

表45

Q16				
	1	2	3 無記入	総計
計	8	253	94	433

Q16 当初県教委から訂正・変更するように指導を受けた部分について、県教委との協議の結果訂正しなくてもよい結果となった例はありますか。

1 ある 2 ない 3 わからない

Q14とQ9のクロス分析からはQ14で1を選択しているグループはQ9でも1を選択している傾向が強いことがわかる(表46)。これは単独事業を行うと特別扱いを依頼する傾向が強いことを意味している。特別扱いの内容には併行事業に関するもの、実施期間に関するものがあった。単独事業は補助事業と併行して行われるものであり、必然的に併行事業が多くなり、特別扱いする余地が大きくなる。実施期間に関するものの中には併行事業それぞれの事業実施期間をそろえるようなものも含まれているので、事実としてはこうしたQ14の単独事業を行うと併行事業を実施することを意味するため、特別扱いの余地が大きくなる。

表46

Q14				
	1	2	3	合計
Q9	1	16	21	38
	2	91	232	341
	3	11	29	48
合計	118	282	27	427

P値(上側確率)

**

** : χ^2 乗検定により $p < .01$ 水準で有意セル内の数字が斜体の項目は、調整化残差の絶対値が2以上(χ^2 乗検定)

このように各事業自体は県教委と市町村との間で問題が起こることは少ないものの、事業が複数となる併行事業では解釈の余地が生まれ、県教委と市町村との間で交渉の余地が生まれることを示している。もっとも回答は市町村が県教委の指導に完全に従っているわけではないことを示しているだけであって、交渉力の強い市町村ほど県教委の指導を覆すということを示しているわけではない。つまり県教委と市町村との間に政治的交渉の余地が生まれるということではない。また特別扱いの内容を分析するとそれぞれの制度自体は解釈や政治的交渉の余地がないことがわかる。いずれにしてもこれらの回答からは施設事業の制度化の程度が高いものであることを示している。ただし同時に市町村が唯々諾々と県教委の指導を受容しているわけではないこともわかったことは留意したい点である。

C. 継ぎ足し単独事業、単価差

Q13、Q23の回答は補助事業の枠内に収まらない市町村の単独事業が存在することを示している（表47）。単価、面積それぞれについて7割、5割程度の市町村が国の補助基準を越えて事業を行っている。これは二つの解釈が可能である。一つは国の補助基準が実状を反映しておらず、結果的に単独事業を行っているという解釈であり、もう一つは市町村が国の基準をあえて上回るような事業を行っているという解釈である。それぞれの解釈を質問したところ、単価については3割があえて国の単価基準に上積みしていると回答している。面積については6割があえて補助基準に上積みしていると回答している。よって従来指摘されてきた、いわゆる単価差という問題は市町村の認識からはいまだ改善の余地があるといえる。これと同様のことは、Q12で補助事業に改善の余地があると回答した366市町村のうち、Q12SQで補助単価に改善の余地があると回答した市町村は256であることから裏付けられる。

表47

Q13							
	1	2	3	4	重複	無記入	総計
計	233	87	49	17	5	52	433
Q13 貴委員会の事業での単価差が生じた要因についておたずねします。 1 文部省の基準が低水準だから 2 市町村の構想・計画を実現したかったから 3 単価差はなかった 4 その他							
Q23							
	1	2	3	無記入	総計		
計	200	164	50	19	433		
Q23 補助事業では実施面積が補助面積を上回る場合、その部分を「継ぎ足し単独事業」と呼ぶことがあります。「継ぎ足し単独事業」分は今回調査対象の事業ではありましたか。 1 あった 2 なかった 3 わからない							
Q23sq							
	1	2	3	重複	無記入	総計	
計	62	116	8	4	243	433	
Q23-SQ なぜ「継ぎ足し単独事業」分を整備しましたか。 1 文部省の補助基準では最低限の施設整備が行えないため 2 市町村独自の構想・計画に即した施設整備をするため 3 その他							

これと同様のことは質問紙調査と同時に収集した市町村の財政データからもうかがえる。今回使用するデータは「継ぎ足し単独事業指標＝実施面積／補助対象面積」である⁸⁾。6割の指標が1を越えている。1.1を越えているのが3割ある。また継ぎ足し単独事業を行っている市町村、行っていない市町村それぞれについて人口規模とのクロス分析を行ったところ回答傾向との間に差があるとはいえないことがわかった。

Q13-Q23SQとのクロス分析からは単価差が生まれた事業と継ぎ単を行った事業との間に関連があることがわかる（表48）。Q13で1を選択しているグループはQ23SQで1を選び、2を選ばない傾向があり、Q13で2を選択しているグループはQ23SQで2を選び、1を選ばない傾向が強い。ただし、微妙ではあるが、両設問で1を選ぶ傾向が、両設問で2を選ぶ傾向よりも強く見られる。このことからみずからの構想を実現しようとする市町村は単価や事業面積を文部省の補助基準を越えたものにするのがわかる。

表48

	Q23sq			合計	
	1	2	3		
Q13	1	47	53	4	104
	2	6	34	1	41
	3	4	12	0	16
	4	1	4	0	5
合計	58	103	5	166	
P値(上側確率)		*			

* : χ^2 乗検定により $p < .01$ 水準で有意

セル内の数字が斜体の項目は、調整化残差の絶対値が2以上 (χ^2 乗検定)

財政力とのクロス分析ではQ13について財政力の高い市町村では2を選択する傾向が示される（表49）。財政力が高いため自らの構想設計を実現するという認識につながっていると考えられる。ただしQ23、Q23SQでの継ぎ足し単独事業の有無ならびに単独事業が地方の構想実現のためかどうかは財政力と関連があるとはいえないという検定結果が示しているためQ13についても確たることはいえない。単価については積極的に単価を上乘せしている市町村は3割であるのに対して、面積については6割が積極的に上乘せしていることからみて、面積データの方に、より実際の事業での市町村の意志が反映していると思われる。そのことと、市町村のうち積極的に自らの意志を継ぎ足し単独事業として反映することは財政力と関係があるとはいえないという結論となる。

表49

		Q13				
		1	2	3	4	合計
財政力指数	0.3未満	51	29	17	1	98
	0.3以上0.6未満	79	21	24	6	130
	0.6以上0.9未満	53	24	4	4	85
	0.9以上1.2未満	31	7	4	4	46
	1.2以上	3	5	0	1	9
	無記入(特別区)	6	1	0	1	8
合計		223	87	49	17	376

P値(上側確率) **

* * : χ^2 乗検定により $p < .01$ 水準で有意
セル内の数字が斜体の項目は、調整化残差の絶対値が 2 以上 (χ^2 乗検定)

財政データ、つまり継ぎ足し単独事業比率と財政力、歳出総額、小中学校数、Q4、Q8、Q9、Q10、Q23SQとをクロス分析した(表50~表58)。これら指標は一般には関連があるものと思われるが、検定の結果関連があるとはいえないことがわかる。なおQ23とは関連がでたが、一つの事実を二つの異なる観点から収集されたデータ同士であるため関連があることは当然である。

Q23をのぞいて継ぎ足し単独事業比率と社会経済指標、各回答との間に関連があるとはいえないことは、地方政府が独自に事業展開するかどうかは少なくとも社会経済指標からは説明できないことを意味している。

表50

財政力指数		Q13					合計
		0.3未満	0.3以上0.6未満	0.6以上0.9未満	0.9以上1.2未満	1.2以上	
継単率	1以下	28	25	20	5	2	80
(校舎面積)	1.1未満	17	22	12	5	1	57
	1.3未満	10	18	10	5	1	44
	1.3以上	3	4	10	5	1	23
合計		58	69	52	20	5	204

表51

歳出決算総額(単位 百万)		Q13						合計
		5000未満	8000未満	15000未満	30000未満	100000未満	100000以上	
継単率	1以下	16	15	14	18	13	4	80
(校舎面積)	1.1未満	7	17	5	14	6	8	57
	1.3未満	9	9	3	12	8	3	44
	1.3以上	2	3	5	7	7	1	25
合計		34	44	27	51	34	16	206

表52

小学校数		Q13						合計
		1~3	4~6	7~9	10~19	20~99	100以上	
継単率	1以下	14	17	15	20	13	1	80
(校舎面積)	1.1未満	9	10	9	16	12	1	57
	1.3未満	12	7	3	12	9	1	44
	1.3以上	3	3	8	7	4	0	25
合計		38	37	35	55	38	3	206

表53

		中学校数					合計
		0~1	2~4	5~9	10~29	30以上	
継単率	1以下	20	28	16	13	3	80
(校舎面積)	1.1未満	18	12	14	8	5	57
	1.3未満	13	8	14	8	1	44
	1.3以上	3	10	6	6	0	25
合計		54	58	50	35	9	206

表54

		Q4			合計
		記述有り	記述無し		
継単率	1以下	47	33		80
(校舎面積)	1.1未満	37	20		57
	1.3未満	27	17		44
	1.3以上	13	12		25
合計		124	82		206

表55

		Q8					合計
		1	2	3	4	5	
継単率	1以下	9	27	17	1	23	77
(校舎面積)	1.1未満	11	28	5	4	9	57
	1.3未満	8	18	6	1	11	44
	1.3以上	3	12	6	0	4	25
合計		31	85	34	6	47	203

表56

		Q9			合計
		1	2	3	
継単率	1以下	10	62	8	80
(校舎面積)	1.1未満	7	46	4	57
	1.3未満	3	38	3	44
	1.3以上	0	19	6	25
合計		20	165	21	206

表57

		Q10					合計
		1	2	3	4	5	
継単率	1以下	27	8	18	20	6	79
(校舎面積)	1.1未満	29	9	6	9	4	57
	1.3未満	17	8	7	9	2	43
	1.3以上	16	1	3	4	1	25
合計		89	26	34	42	13	204

表58

		Q23sq			合計
		1	2	3	
継単率	1以下	4	6	0	10
(校舎面積)	1.1未満	6	24	3	33
	1.3未満	8	24	0	32
	1.3以上	4	8	0	12
合計		22	62	3	87

D. 陳情

Q28、Q29で県期成会（施設事業における市町村が主たる構成者の団体）の活動の意義について質問した。

Q28のほうがQ29にくらべて1、2を選択する数が多いことから、県期成会の意義は個別市町村の利害を超えたところで認識されていることがわかる（表59）。

表59

Q28							
	1	2	3	4	5 無記入	総計	
計	65	129	75	19	130	15	433

Q28 期成会の活動は県全体の事業量の確保に寄与していると思いますか。

1 思う 2 やや思う 3 あまり思わない 4 思わない 5 わからない

Q29

	1	2	3	4	5 無記入	総計
計	59	117	85	26	131	15

Q29 期成会の活動は貴委員会の事業量の確保に寄与していると思いますか。

1 思う 2 やや思う 3 あまり思わない 4 思わない 5 わからない

Q30からは市町村のわずか4%が陳情を行っていることがわかる（表60）。サンプル数自体は少ないが、陳情している市町村が存在しているという調査結果からは（下から上の）政治ルートが開かれていることがわかる⁹⁾。

表60

Q30					
	1	2	3 無記入	総計	
計	19	312	88	14	433

Q30 期成会の構成団体としてではなくて貴委員会単独で陳情活動をしましたか。分かる範囲で全てお書き下さい。

1 した 2 しなかった 3 わからない

またQ30と人口規模、財政力とのクロス分析からは規模と回答傾向に関連があるとはいえないことがわかった（表61、表62）。このことは事業量の少ない小規模市町村が不安に駆られて文部省等へ陳情するような事実があるとはいえないことを示す。さらに財政力の低い市町村が有利な事業を誘致するため陳情を行う余地がないことも示す。

表61

Q30					
		1	2	3 合計	
人口総数	5千人未満	2	33	11	46
	5千人以上8千人未満	1	27	9	37
	8千人以上1.5万人未満	2	42	18	62
	1.5万人以上3万人未満	4	46	7	57
	3万人以上5万人未満	3	47	10	60
	5万人以上10万人未満	4	47	17	68
	10万人以上30万人未満	1	40	10	51
	30万人以上50万人未満	2	20	3	25
	50万人以上	0	10	3	13
合計		19	312	88	419

P値(上側確率)

(χ^2 乗検定)

表62

Q30					
		1	2	3 合計	
財政力指数	0.3未満	5	79	26	110
	0.3以上0.6未満	5	100	33	138
	0.6以上0.9未満	4	71	23	98
	0.9以上1.2未満	4	44	3	51
	1.2以上	1	10	2	13
	無記入(特別区)	0	8	1	9
合計		19	312	88	419

P値(上側確率)

(χ^2 乗検定)

Q28と人口規模とのクロスからは期成会の役割については規模が小さいほど肯定的だとわかる（表63）。Q29もQ28と同傾向である。ここからは事業量が少ないほど期成会を肯定するのは事業経験が少ないため、先述したような自らの事業に対する期成会活動の役割を肯定的に認識する傾向があるといえる。

表63

Q28							
		1	2	3	4	5 合計	
人口総数	5千人未満	12	15	7	1	11	46
	5千人以上8千人未満	5	14	5	3	10	37
	8千人以上1.5万人未満	13	14	9	2	24	62
	1.5万人以上3万人未満	11	15	10	3	17	56
	3万人以上5万人未満	3	19	15	0	23	60
	5万人以上10万人未満	11	23	12	1	21	68
	10万人以上30万人未満	8	16	10	1	16	51
	30万人以上50万人未満	2	9	3	5	6	25
50万人以上	0	4	4	3	2	13	
合計		65	129	75	19	130	418

P値(上側確率)

**

** : χ^2 乗検定により $p < .01$ 水準で有意
セル内の数字が斜体の項目は、調整化残差の絶対値が2以上
(χ^2 乗検定)

もっともこの調査結果からは期成会活動の意義がないことを示しているわけではない。期成会活動は施設事業に係る補助事業全般の維持拡大のために機能していると考えられる。ここで示された結果と分析からは期成会活動が個別市町村の事業の採択に影響しているわけではないことを示しているといえる。

Q28と財政力とのクロス分析からは財政力と回答に関連があるとはいえない(表64)。これは財政力の弱い市町村が特に期成会活動に依存しているわけではないことがわかる。逆に財政力の高い市町村が特に期成会活動に冷淡ではないことも示している。

表64

		Q28					
		1	2	3	4	5	合計
財政力指数	0.3未満	22	37	15	6	29	109
	0.3以上0.6未満	21	35	23	3	57	139
	0.6以上0.9未満	13	33	16	5	30	97
	0.9以上1.2未満	7	15	15	3	11	51
	1.2以上	2	5	3	0	3	13
	無記入(特別区)	0	4	3	2	0	9
合計		65	129	75	19	130	418
P値(上側確率)							
(χ ² 乗検定)							

以上のことから、個別市町村が県教委、文部省に対して陳情可能であるという意味では政治ルートが存在しているといえるが、実際にそのルートでは実質的な交渉が行われず、陳情する市町村にとっては陳情は念押しのようなものといえる。このことから施設事業においては陳情の余地がほとんどないほどの制度化が進んでいるという解釈が導かれる。

V. まとめ

人口規模と各回答とのクロス分析からは次の点が指摘できる。Q6、Q7、Q9、Q18、Q13、Q23SQ、Q27、Q30は一般には行政能力を持つ(持たない)政府ほど特徴的な回答をすと思われる設問である。ところが、実際には人口規模と各回答との間には関連があるとはいえないことがわかった。

またQ5、Q10、Q12、Q19は補助制度等の影響があらゆる人口規模の市町村から認識されていることを示している。このことは全国均一な事業を行うための制度設計としては優れているものであると(地方政府の認識からは)示している。

またQ23、Q23SQで継ぎ足し単独事業が財政力と無関係という結果がでた。このことは財政力に関わらず市町村の意志は反映されることを示している。かりに補助制度が低水準であるとしても財政力が高い市町村しか自ら

の意志を事業に反映することができないわけではない。補助制度をはじめとする施設事業に関する現行制度は財政力に関わらず継ぎ足し単独事業が行えるという意味で、あらゆる財政力の市町村の単独事業を制約するものではないといえる。

もちろん、補助制度はその基準を遵守する必要があるため、その意味では市町村の行動を制約する。しかしながら単独事業部分については財政力に関係なく市町村は自らの意志を反映することが可能である。

以上の結果から次の点が指摘できる。第1に県教委の指導は強力なものではないこと。第2に市町村は能動的に情報を収集していること。しかも垂直関係、水平関係ともに活用していること。第3に垂直関係のうち政治ルート、行政ルートともに市町村は県教委、文部省へ意思表示する余地があり、行政ルートでは県教委の判断を覆すことも確認できた。これらの事例は数こそ少ないものの、そうしたルートが存在していることの証拠にはなる。第4に制度の影響が市町村の事業案を変更させる程度まで強いものではないこと。

第1の点については、会合における県教委の指導は、ある意味で、市町村にとっては垂直関係を通じた政策情報であるといえる。また申請書に関する指導については、従来一般的に想定されるような強力なものではないといえる。この局面での指導の多くは誤字脱字の訂正等である。

第2の点については、市町村は垂直関係、水平関係それぞれを通じて政策情報を収集している。そして垂直関係と水平関係で収集される情報の質に違いがあることが想定された。ただし水平関係を通じて予算情報や申請に関する情報を収集する可能性もある。

第3の点については、こと垂直関係については従来一般的に想定されていた市町村の姿ではなく、本調査から明らかになったのは自律的に行動する市町村の姿である。つまり県教委の指導をすべて鵜呑みにするような市町村の姿ではない。少なくとも、そうしたルートは存在することは示せた。

第4の点については、市町村は補助制度自体から影響を受けていることがわかった。補助制度に適合的な事業案を構想する市町村が76%にのぼることからもそれがわかる。ただし、その意味での制度の影響は認めることができるが、それをもってただちに制度が市町村の行動を制約していると断定はできない。なぜならば財政力に関わらず、市町村は自らの構想を実現しているという分析結果があるからである。つまり、かりに補助制度が市町村の構想を制約するものであるとしても、どのような財政力の市町村にも単独事業による構想実現という手段が

残されているのである。

また補助制度を事業案の参考にしている市町村も多いが、これは政策情報、とくに垂直関係を通じた、もしくは制度が垂直関係を通じての、技術的情報の流通とみることができよう。つまり技術的情報は水平関係、垂直関係それぞれから収集可能であるといえる。

註

- 1) 青木栄一「現代日本教育行財政の分析枠組－政府間関係論を手がかりに－」『東京大学大学院教育学研究科教育行政学研究室紀要』、第19号、2000年
- 2) 行政ルートとは、たとえば市町村教育委員会と都道府県教育委員会が事業の実施に際して折衝、手続きをするルートのことである。詳しくは前掲青木栄一、10-11頁を参照のこと。
- 3) 政治ルートとは、たとえば市町村が中央政府へ陳情する場合に用いるルートである。詳しくは前掲青木栄一、10-11頁を参照のこと。
- 4) 水平的政府間関係とは都道府県同士、市町村同士の関係のことである。従来政府間関係論では中央政府と地方政府の關係に重点が置かれており、水平的政府間関係についての蓄積が十分とはいえない。
- 5) 以下のような記述がある。「グラウンド整備工事と屋内体育館等建設工事を同年度に行おうとしたが、補助認定の関係でグラウンド等整備工事を次年度送りにしたが、建設工程上の問題もあり、結果的に良かった。」「コンピュータ教室を設置するため面積要件の関係から必要としない準備室を設置した。」「補助事業年度との関係で契約時期を延ばし、前払い金を当該年度で支払った。」
- 6) Q15では次のように質問した。「記委員会が国庫負担事業認定申請書を提出する際に、県教委からその内容を訂正するように指導を受けましたか。ある場合には何回ぐらい訂正の指導を受けましたか。ない場合には『0』とご記入下さい。また正式の提出日以前に事前指導を受けた結果訂正した回数については全体の回数に含め、内数としてもご記入下さい。
全体で（ ）回 そのうち事前指導で（ ）回」
- 7) Q9SQでは特別扱いの依頼の具体的内容を質問した。選択肢は以下の通りである。「1 補助事業の執行期間の延長・短縮 2 併行事業の補助効果に関して 3 その他」回答は1が14、2が5、3が16であった。このうち3の具体的内容としては5市町村が単価増額を回答している。
- 8) 指標が1を越える事業が継ぎ足し単独事業を行っているもの。つまり独自に特色ある事業を行おうとしている指標と考えてよい。なお、小数第2位を四捨五入している。そのため1.01等の実際には継ぎ足し単独事業を行っている市町村も1.0として認識しているため、実際よりは少なめに数値が出ている。
- 9) もっとも、筆者が行った文部省ヒアリング（2000.8.17に文部省施設助成課課長補佐1名を対象に実施した）によれば現在、補助事業の採択率は原則100%であり陳情する意義はないという。

〈 資料；質問紙 〉

平成12年8月10日

公立学校施設整備事業についての市町村教育委員会調査

I まず貴委員会の概要についておたずねします。

Q 1 貴委員会名等をご記入下さい。

() 都・道・府・県 () 市・区・町・村 教育委員会

電話番号 (- -)

記入者ご氏名 () 様

所属 () 課 () 係

(1 事務職 2 技術職 3 その他 ()) 該当するものに○をして下さい。

Q 2 ご回答の対象となる学校名についてお答えください。

学校名 () 小・中 学校 (小・中どちらか○をして下さい)

Q 3 貴委員会では、公立学校施設に関する事務を担当する部局(技術職も含む)は通常どのようになっていますか。「通常」とは公立学校新增改築事業実施期間以外の期間です。

- 1 事務局だけで担当している
- 2 事務局と市町村長部局で担当している
- 3 市町村長部局だけで担当している

S Q それぞれの部局についてお答え下さい。該当しない個所には「-」をご記入下さい。

所 管	課・係	事務職	技術職
教委	() 課・係	() 人	() 人
首長部局	() 課・係	() 人	() 人

Q 4 貴委員会の事業で特色あるとお考えになる点を自由にお書き下さい。

例、校舎とセミナーハウスの複合化、多目的スペースの導入、全室空調完備、など。

II 補助金や事務手続きについておたずねします。

Q 5 県教委主催の会合(県期成会との共催も含んだ研修会・会議のことを指します。以下同じです)は事業の理解や予算動向の把握に役立つと思いますか。

- 1 思う
- 2 やや思う
- 3 あまり思わない
- 4 思わない
- 5 わからない

Q 6 県教委主催の会合で貴委員会の要望を伝えることができますか。

- 1 思う
- 2 やや思う
- 3 あまり思わない
- 4 思わない
- 5 わからない

Q 7 文部省の負担金制度・補助金制度は、たとえそれを利用しなくても貴委員会にとって事業の参考になると思いますか。

- 1 思う 2 やや思う 3 あまり思わない 4 思わない 5 わからない

Q 8 『スクールアメニティ』等の雑誌は事業の理解等に役立っていると思いますか。

- 1 思う 2 やや思う 3 あまり思わない 4 思わない 5 わからない

Q 9 貴委員会は県教委に対し、または県教委を通じて文部省に対し事業実施上の特別扱い等を依頼しましたか。

- 1 した 2 しなかった 3 わからない

1をお答えの場合次のご質問にもお答えください。

S Q 具体的にはどのような点についてですか。(当てはまるもの全てに○して下さい)

- 1 補助事業の執行期間の延長・短縮
 2 併行事業の補助効果に関して
 3 その他(具体的に)

Q 10 施設事業を補助事業として実施した場合、仮に同様の事業を単独事業として行った場合と比べ、貴委員会の事業計画を実現しにくかったと思いますか。

- 1 思う 2 やや思う 3 あまり思わない 4 思わない 5 わからない

Q 11 補助事業として認定を受けるために、当初の構想・計画を変更しましたか。

- 1 した 2 しなかった 3 わからない

1をお答えの場合次のご質問にもお答えください。

S Q 1 それは何を契機に変更しましたか。(当てはまるもの全てに○して下さい)

- 1 県教委の指導によって変更した。
 2 自らの判断で変更した。
 3 その他(具体的に)

S Q 2 その箇所は単独事業として行う場合は変更の必要はなかったものと思いますか。

- 1 思う 2 やや思う 3 あまり思わない 4 思わない 5 わからない

S Q 3 具体的にどのような箇所ですか。

Q 12 文部省の現行の補助事業は改善の余地があると思いますか。

- 1 思う 2 やや思う 3 あまり思わない 4 思わない 5 わからない

1、2をお答えの場合次のご質問にもお答えください。

S Q 具体的にどのような点ですか。(当てはまるもの全てに○して下さい)

- 1 補助単価 2 補助手続 3 補助認定基準 4 交付決定時期
 5 その他(具体的に)

Q 1 3 貴委員会の事業での単価差が生じた要因についておたずねします。

- 1 文部省の基準が低水準だから 2 市町村の構想・計画を実現したかったから
3 単価差はなかった 4 その他（具体的に)

Q 1 4 今回調査の対象となっている学校建設事業で単独事業として実施した事業はありますか。この場合の単独事業とは当該施設に文部省の補助を一切受けていない事業のことで、補助事業に上積みするいわゆる「継ぎ足し単独事業」は含みません。

- 1 ある 2 ない 3 わからない

1 をお答えの場合次のご質問にもお答えください。

S Q その事業ではどのような施設を整備しましたか。具体的にお書き下さい。

()

Q 1 5 貴委員会が国庫負担事業認定申請書を提出する際に、県教委からその内容を訂正するように指導を受けましたか。ある場合には何回ぐらい訂正の指導を受けましたか。ない場合は「0」とご記入下さい。また正式の提出日以前に事前指導を受けた結果訂正した回数については全体の回数に含め、内数としてもご記入下さい。

例：事前指導で1回、正式提出後の指導1回の場合には

全体で (2) 回 そのうち事前指導で (1) 回

全体で () 回 そのうち事前指導で () 回

S Q 1 それはどのような点についてですか。(当てはまるもの全てに○して下さい)

- 1 字句の修正
2 単純な誤り（数値の算出方法の間違いなど）
3 創意工夫を生かした計画箇所（例：複合施設などで補助効果が確定しにくいもの）
4 その他（具体的に)

Q 1 6 当初県教委から訂正・変更するように指導を受けた部分について、県教委との協議の結果訂正しなくてもよい結果となった例はありますか。

- 1 ある 2 ない 3 わからない

1 をお答えの場合次のご質問にもお答えください。

S Q それはどのような部分ですか。具体的にお書き下さい。

()

Q 1 7 貴委員会の事業が完了した後に、貴団体としてはどのように検査を行いましたか。

- 1 首長部局の担当者が検査をした 2 教育委員会事務局の担当者が検査をした
3 業者に委託した 4 検査は行わなかった 5 わからない

Q 1 8 県教委の検査は必要ではなく市町村の検査だけでいいと思いますか。

- 1 思う 2 やや思う 3 あまり思わない 4 思わない 5 わからない

Q 1 9 会計検査についての県教委の指導は実際の対応に際して役立ったと思いますか。

- 1 思う 2 やや思う 3 あまり思わない 4 思わない 5 わからない

Ⅲ 貴委員会の新增改築事業についておたずねします。

Q 2 0 事業を実施した際に部局新設や増員をしましたか。しなかった場合はQ 2 1 へお進み下さい。

1 部局を新設した

市町村長部局に（ ）という部局を新設した
 構成（ ）人（うち 事務職 人 技術職 人）

教委事務局に（ ）という部局を新設した
 構成（ ）人（うち 事務職 人 技術職 人）

2 部局は新設しなかったが増員した

市町村長部局に（ ）人増員した（うち 事務職 人 技術職 人）

教委事務局に（ ）人増員した（うち 事務職 人 技術職 人）

S Q 事業が完了した後は部局や増員分は従来の機構・人数に縮小しましたか。

1 した 2 しなかった

3 その他（具体的に ）

Q 2 1 次のどの段階で貴委員会の事業構想を文部省の補助事業に適合させようと意識しましたか。

1 基本構想段階 2 基本設計段階 3 実施設計段階 4 事業申請段階

5 その他（具体的に ） 6 意識しなかった 7 わからない

Q 2 2 構想・設計づくりにはどなたが実際に参加されましたか。それぞれの段階について次の選択肢から全てお選び下さい。

1 教育委員会職員（事務職） 2 教育委員会職員（技術職） 3 市町村長 4 助役 5 教育委員 6 教職員 7 住民 8 その他（具体的に記入して下さい）

基本構想段階（ ）

基本設計段階（ ）

実施設計段階（ ）

Q 2 3 補助事業では実施面積が補助面積を上回る場合、その部分を「継足し単独事業」分と呼ぶことがあります。「継足し単独事業」分は今回調査対象の事業ではありましたか。

1 あった（具体的な箇所をお書き下さい）

2 なかった 3 わからない

1 をお答えの場合次のご質問にもお答えください。

S Q なぜ「継足し単独事業」分を整備しましたか。

1 文部省の補助基準では最低限の施設整備が行えないため

2 市町村独自の構想・計画に即した施設整備をするため

3 その他（具体的に ）

Q 2 4 構想・設計作りに際して何を参考にしましたか。それぞれの段階について3位まで番号でお答えください。わからない場合には全ての欄に「0」とご記入下さい。

- 1 文部省の補助事業 2 県内市町村の事例 3 県外市町村の事例
 4 県教委の技術的指導 5 設計者の意向 6 住民の意向 7 教職員の意向
 8 教育長の意向 9 市町村長の意向 10 教育委員会事務局職員（事務職）の意向
 11 教育委員会事務局職員（技術職）の意向 12 市町村長部局職員（技術職）の意向
 13 その他（具体的に _____）

基本構想段階 1位（ _____ ） 2位（ _____ ） 3位（ _____ ）
 基本設計段階 1位（ _____ ） 2位（ _____ ） 3位（ _____ ）
 実施設計段階 1位（ _____ ） 2位（ _____ ） 3位（ _____ ）

IV 他市町村との関係についておたずねします。

Q 2 5 構想・設計づくりや事業実施に際し、他市町村の事例を参考にしましたか。

- 1 はい 2 いいえ 3 わからない

1をお答えの場合次のご質問にもお答えください。

S Q 1 どのようにして情報入手しましたか。（あてはまるもの全てに○して下さい）

- 1 視察した（主な視察者職名 _____） 2 設計書を入手した
 3 雑誌の紹介記事を読んだ（雑誌名 _____）
 4 その他（具体的に _____）

S Q 2 他市町村の事例は役立ったと思いますか。

- 1 思う 2 やや思う 3 あまり思わない 4 思わない 5 わからない

Q 2 6 構想・設計づくりや事業実施に際し、参考になさった学校施設をお答え下さい。

ご記入例（当てはまるものに○をし、かっこには具体的にご記入下さい）

①公・私・国立（○○）②小・中・高等 学校（冷房装置 _____）について参考にした。

県内ではどこですか

公・私・国立（ _____ ）小・中・高等 学校（ _____ ）について参考にした。

公・私・国立（ _____ ）小・中・高等 学校（ _____ ）について参考にした。

公・私・国立（ _____ ）小・中・高等 学校（ _____ ）について参考にした。

県外ではどこですか

（ _____ ）県（ _____ ）市・町・村の

公・私・国立（ _____ ）小・中・高等 学校（ _____ ）について参考にした。

（ _____ ）県（ _____ ）市・町・村の

公・私・国立（ _____ ）小・中・高等 学校（ _____ ）について参考にした。

（ _____ ）県（ _____ ）市・町・村の

公・私・国立（ _____ ）小・中・高等 学校（ _____ ）について参考にした。

Q 2 7 通常他市町村の情報はどうのように（視察、電話、会議等）収集していますか。

- 1 している（具体的に _____）
 2 していない 3 わからない

V 都道府県期成会についておたずねします。

Q 2 8 期成会の活動は県全体の事業量の確保に寄与していると思いますか

- 1 思う 2 やや思う 3 あまり思わない 4 思わない 5 わからない

Q 2 9 期成会の活動は貴委員会の事業量の確保に寄与していると思いますか。

- 1 思う 2 やや思う 3 あまり思わない 4 思わない 5 わからない

Q 3 0 期成会の構成団体としてではなくて貴委員会単独で陳情活動をしましたか。分かる範囲で全てお書き下さい。

- 1 した 2 しなかった 3 わからない

1 をお答えの場合次のご質問にもお答えください。

S Q 1 陳情の概要についてお答えください

陳情先機関（ ）と職名（ ）

陳情者職名（ ）と陳情時期（ ）頃

（ ）について陳情した

S Q 2 陳情者と同行した方はいらっしゃいますか。

- 1 地元選出国會議員 2 県議會議員 3 県知事 4 市町村議會議員
5 その他（具体的に ） 6 いない 7 わからない

S Q 3 陳情の効果はあったと思いますか。

- 1 思う 2 やや思う 3 あまり思わない 4 思わない 5 わからない

公立学校施設整備事業、今後の補助事業の在り方等につきましてお考えがございましたら自由にお書き下さい。

ご質問は以上です。次のページへお進み下さい。

<資料ご送付のお願い>貴委員会で実施した主な新增改築事業の下記資料がありましたらお送り下さい。超過郵送料につきましてはご請求下されば切手にてお送りいたします。

各事業の財源内訳（実施面積、実施単価、補助面積、補助単価）、各事業の補助事業分単独事業分の面積・金額・単価、各事業の経緯がわかる年表、学校施設のパンフレット

* 資料が存在しない場合には下表にご記入し、ご返送下されれば幸いです。

* 記入しきれない場合は下記様式にてご記入下さい。

工事時期（ ）年（ ）月～（ ）年（ ）月（ ）小・中学校
面積・単価 単位：平方メートル・円

事業区分	校舎	屋体	()	()	全事業
実施面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
必要面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
起債対象面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
実施単価	円	円	円	円	円
補助単価	円	円	円	円	円

* ()には整備した施設区分をお書き下さい。例・クラブハウス・部室

財源内訳 単位：千円

事業区分	校舎	屋体	()	()	全事業
事業費					
補助金(補助率)					
起債(充当率)					
一般財源					
その他					

* 事業費欄には当該施設の建設に要した全額（含電気設備、機械設備等）をご記入下さい。

* 事業費＝補助金＋起債＋一般財源＋その他になるようにして下さい。

* 全事業＝各事業費＋外構等＋敷地造成等で、用地費、事務費は入れないで下さい。

お忙しいところ調査にご協力いただきましてありがとうございました。